

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		配食サービス事業利用申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市高齢者配食サービス事業実施要綱第3条、第5条及び第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市高齢者配食サービス事業実施要綱第3条及び第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用できる者</p> <p>事業の利用対象者は、市内に住所を有し、食材の確保や調理が困難な者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者</p> <p>(2) 障がい者で、単身世帯又は高齢者のみの世帯に属すると市長が認めたもの</p>	